

【世帯別の所得制限並びに優先入居・単身入居の取扱いについて】

世帯分類	世帯要件	世帯月額 所得制限	裁量 世帯	優先 入居者	特例 単身者
高齢者	申込者が60歳以上で同居者無し	214,000円	○	○	○
	申込者が60歳以上で同居者に18～59歳を含まない	214,000円	○	○	
身体障がい者	身体障害者手帳（１～４級）の交付を受けている	214,000円	○	○	○
	身体障害者手帳（５～６級）の交付を受けている	158,000円	×	○	○
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳（１～３級）の交付を受けている	214,000円	○	○	○
知的障がい者	療育手帳（Ａ１、Ａ２、Ｂ１）の交付を受けている	214,000円	○	○	○
	療育手帳（Ｂ２）の交付を受けている	158,000円	×	○	○
戦傷病者	戦傷病者手帳（特別項症から第６項症、第１款症）の交付を受けている	214,000円	○	○	○
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている	214,000円	○	×	○
生活保護受給者	生活保護法第６条第１項に規定する被保護者	158,000円	×	×	○
中国残留邦人等 支援給付者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第１４条第１項に規定する支援給付（同法改正法附則第４条第１項に規定する支援給付を含む。）を受けている	158,000円	×	×	○
引揚者	海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けており、本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない	214,000円	○	○	○
ハンセン病 療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する	214,000円	○	×	○
D V被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第１条第２項に規定する被害者（①又は②に該当） ①同法第３条第３項第３号の規定による一時保護又は同法第５条の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していない ②同法第１０条第１項の規定により裁判所がした命令の申立てを行い、当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していない	158,000円	×	○	○
犯罪被害者	犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかな被害者（①又は②に該当） ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難 （１）殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が亡くなった。（２）身体を害されたため転職等を余儀なくされた。（３）虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合。など ②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難 （１）放火、器物損壊等により住宅が滅失した。（２）詐欺等により住宅を奪われた。（３）精神的な後遺症が生じた。（４）ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第4項に規定するストーカー行為、同条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった。など	158,000円	×	○	○
子育て世帯	小学校就学前の同居者がいる	214,000円	○	○	
	18歳未満の扶養親族が3人以上いる	158,000円	×	○	
	申込者が未婚・離別・離別のひとり親で、同居者が未婚の20歳未満の子のみ	158,000円	×	○	
東京電力原子力事故被災者	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第8条第1項に規定する支援対象地域に平成23年3月11日時点で居住していた方を含む2名以上の世帯	158,000円	×	○	
他2名以上世帯	上記のいずれにも該当しない2名以上の世帯	158,000円	×	×	
他単身世帯	上記のいずれにも該当しない単身者	入居資格を満たしません			